

発議 第9号

杉山清議員に対する議員辞職勧告
決議について

4回目の辞職勧告決議



令和3年城里町第3回定例会中の9月15日、杉山清議員の一般質問の冒頭、『同僚議員との誹謗中傷の書き込み訴訟の結果、自分は不起訴であり、無罪であった。これに関し、誰からも謝罪を受けていない。こんな城里町議会は恐ろしい議会である。』旨の発言がありました。

この発言に対し、議会運営委員会を開催し、杉山清議員から発言の趣旨を聞いたところ、無罪である発言の取り消しの申し出がありました。この発言の意図する所を聞き取りしていたところ、突然、今までかたくなに否定してきた誹謗中傷の書き込みは自分である事を認めました。さらに、8年ほど前からあった多くの城里町議会議員への誹謗中傷の書き込みもすべて自分であることを認めたのです。この自白には非常に驚きました。

城里町政治倫理審査会での証言や、同僚議員との裁判においても、一貫して「タブレットは盗難され、書き込みは知らない」と訴えていたものが、突然証言が翻り、杉山清議員自身の書き込みであるとの自白がなされたのです。

これを受け、令和3年第3回定例会最終日に議場において恐ろしい議会だと発言した事の謝罪、そして、インターネットへの誹謗中傷の書き込みをしていた事の謝罪をするよう忠言いたしました。

本人は、同僚議員との裁判により心労がたたり、体重の減少、体調不良がある事を訴えていましたが、それは自業自得であり、正体不明の相手から誹謗中傷を受け続ていた者は、それ以上の恐怖と苦しみを感じていたことをまったく理解しておりません。杉山清議員と特定されなければ書き込みは今も続いていた事でしょう。なによりも、正直に自白し謝罪したとしても、この行為は議会議員として決して許されるものではありません。

杉山議員には、書き込みをした議員への謝罪と書き込み内容の削除を求めます。

さらに、自ら身を律し、議員辞職すべきと考え、ここに城里町議会として、杉山清議員の議員辞職勧告を決議します。

令和3年9月17日

茨城県東茨城郡城里町議会

提出者
阿久津則男

議員

賛同者

小坪 孝
河原井 大介
三村 孝信

議員 議員 議員

藤部 美子
猿咲 美子
桜井 和子
議員 議員 議員

過去3回の辞職勧告

第1回目

インターネットに誹謗中傷記事の書き込みを行っていたことへの、辞職勧告決議（令和元年12月17日可決）

第2回目

インターネットへの誹謗中傷記事の書き込みが、城里町政治倫理審査会において町政治倫理条例違反との答申があり、辞職勧告決議（令和2年6月16日可決）

第3回目

長期の欠席及び欠席届の未提出への、辞職勧告決議（令和3年3月22日可決）

杉山清議員に対する議員辞職勧告決議について

賛成討論

河原井 大介 議員

杉山議員は、過去7年間にわたり現職・元職の町議会議員及び家族等へ誹謗中傷の書き込みを続けてきた事を認めた。

町の将来のため政策提案や論議をする議員が、町議会内外での出来事を掲示板に書き込み、溜飲を下げていたことは、非常に残念である。江戸時代、会津藩士の子育て教育の指標として「仕の掟」というルールがあった。

1. 嘘を言うことはならない。
 1. 卑怯な振る舞いをしてはならない。 等々
- おわりに、ならぬものはならぬ。

賛成討論

三村 孝信 議員

先日、法務大臣が「侮辱罪」の厳罰化を諮問し、懲役刑の導入まで視野にいられているとの報道があった。これはネット中傷抑止の為である。

杉山議員はこのネット中傷を7年前から続け、対象も14名の議員、家族に及んでいる。この中傷により、議員活動及び選挙等で受けた被害は計り知れない。非を認めるならば、謝罪だけでなく、議員の職を辞して襟を正すべきだ。議員各位の賛同を願う。

固定資産税の課税誤り

サザンヤードカントリークラブに4年分290万9,600円を還付

令和2年度決算の質疑の中で、固定資産税の課税誤りがありサザンヤードカントリークラブに290万9,600円を還付していたことが判明した。

税務課長によると、平成28年度から令和元年度の4年分の返還金について、令和2年度に予算を流用して返還を行ったことがわかった。

サザンヤード側から、10年分の更なる課税誤りを指摘されているにも関わらず、**4年分しか返還していないのはなぜか。**

町の要綱で、過去10年遡って返還するよう定められている。

誤って税金を徴収していたのに、予備費が足りなかったから返さなかった。今指摘されたから、補正を組むという話ではない。

町長はこの過誤納付を知っていたのに、なぜ議会に黙っていたのか。

町長による答弁

地方税法上は、税金の過誤納付金の支払い義務は5年間とされている。町の要綱は、支払いは10年となっているが内部規程であるため、まずは予備費の予算の範囲内で支払うことができる4年分を支払った。

残り5年分も予算を補正して、支払うべきだった。今後速やかに残り5年分を支払いたい。

町長による答弁

今回の件は、訴訟などの問題には現在のところなっておらず、毎年行っている過誤納付金の還付の事務と考えていた。

よって、この案件だけ個別に報告するものではないと理解していた。